

AMED 研究開発課題管理支援ツール(A-POST)利用規約

AMED 研究開発課題管理支援ツール(A-POST)利用規約(以下「本規約」と言います。)には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」と言います。)が運営する AMED 研究開発課題管理支援ツール(以下「A-POST」と言います。)における、AMED と利用機関の皆様との権利義務関係が定められています。利用機関の皆様が A-POST を利用する際には、本規約の全文をお読み頂いたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条(定義)

本規約における各用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	意義
A-POST 利用契約	本規約に基づいて AMED と利用機関の間で成立する A-POST の利用に関する契約
利用機関	A-POST 利用契約に基づいて A-POST を利用する国立大学法人、公立大学法人、学校法人その他の研究開発を行う法人
課題管理者	利用機関に所属する研究者、職員その他の従業員のうち、AMED が採択した採択課題における A-POST の利用を管理する者
登録利用者	利用機関に所属する研究者、職員その他の従業員のうち、課題管理者から A-POST の利用を認められた者
課題管理者等	課題管理者及び登録利用者
採択課題情報	AMED が採択した採択課題に関する情報であり、AMED が A-POST において登録する、又は利用機関に対してその登録を求める情報
課題管理者アカウント	システム管理者課題管理者が A-POST を利用するためのアカウント
登録利用者アカウント	登録利用者が A-POST を利用するためのアカウント
課題管理者等アカウント	課題管理者アカウント及び登録利用者アカウント
代表機関	AMED が採択した採択課題の研究開発計画書において当該採択課題に関する研究開発の責任者として記載された研究開発代表者が所属する機関

分担機関	AMED が採択した採択課題の研究開発計画書において研究開発代表者と研究項目を分担する者として記載された者が所属する機関のうち、代表機関を除く機関
------	---

第2条(A-POST の提供対象者)

- 1 A-POST は、課題管理者及び登録利用者に限り利用することができます。
- 2 利用機関は、課題管理者及び登録利用者に対して本規約の各条項を遵守させることを AMED に保証しなければなりません。
- 3 課題管理者又は登録利用者が本規約のいずれかの条項に違反した場合、利用機関が本規約に違反したものとみなします。

第3条(契約の申込み及び登録)

- 1 A-POST の利用を希望する法人(以下「申込者」と言います。)は、本規約を遵守することに同意の上、AMED 所定の方法で AMED が定める一定の情報(以下「登録情報」と言います。)を AMED に提供することにより、A-POST の利用の申込みを行うことができます。
- 2 AMED は、AMED の基準に従って申込者の A-POST の利用の可否を判断し、その結果を申込者に通知します。
- 3 AMED が A-POST の利用を許可する通知を発信した時点をもって、A-POST 利用契約が利用機関と AMED の間に成立し、利用機関は本規約に従って A-POST を利用することができます。
- 4 第 2 項の規定に基づいて申込者の A-POST の利用を拒否する旨の通知を発信した場合であっても、AMED はその理由を開示する義務を負いません。

第4条(登録情報の変更)

利用機関は、登録情報に変更があった場合、課題管理者又は登録利用者を通じて、AMED 所定の方法でその旨通知・連絡をするものとします。

第5条(課題管理者アカウントの作成)

- 1 AMED は、申請された採択課題を採択した後、課題管理者に対して、課題管理者アカウントを作成するために必要な情報を送信します。
- 2 課題管理者は、前項の情報を取得した後、速やかに、課題管理者アカウントを作成するための申込みを AMED に対して行うものとします。
- 3 AMED は、前項の申込みが、AMED が定める課題管理者アカウントを作成するために必要な条件を充たしている場合、課題管理者アカウントの作成を承認します。
- 4 課題管理者アカウントは、前項の AMED の承認をもって有効になります。

第6条(登録利用者アカウントの作成)

課題管理者は、自らの責任に基づき、登録利用者アカウントを作成することができます。

第7条(課題管理者等が利用機関を移籍する場合の取扱い)

- 1 課題管理者等又は利用機関は、課題管理者等が所属する利用機関を移籍する場合、事前に AMED に移籍日及び移籍先を通知して頂きます。
- 2 利用機関は、前項の移籍日以後、移籍した課題管理者等の課題管理者等アカウントを削除しなければなりません。ただし、利用機関は、移籍した課題管理者等が移籍前に行った採択課題に関する研究報告又は精算その他の状況に基づき課題管理者等アカウントを存続させる必要がある場合は、AMED と協議で定めた期間、課題管理者等アカウントを存続させるものとします。
- 3 第1項の移籍日前に課題管理者等が行った採択課題に関する研究について、AMED に対して行う報告等は、その課題管理者等が移籍日前に所属する利用機関が承認した課題管理者等アカウントで行わなければならないものとします。
- 4 第1項の移籍日後に行う AMED の採択課題に関する研究に関して、移籍後の利用機関に紐付く課題管理者等アカウントの作成をしなければならない場合、移籍日後に所属する利用機関は、移籍する課題管理者等の移籍日前であっても、移籍日後に所属する利用機関に紐付く課題管理者等アカウントを作成できるものとします。

第8条(分担機関における採択課題情報)

採択課題における代表機関の課題管理者等は、その採択課題における分担機関の課題管理者等が管理する採択課題情報を取得し、利用することができます。

第9条(ID・パスワード等の管理)

- 1 利用機関は、A-POST を利用する際の認証に使用する課題管理者等アカウント用ID及びパスワード等を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に使用をさせること、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことは一切できないものとします。
- 2 課題管理者等は、A-POST を利用する際の認証に使用する課題管理者等アカウント用ID及びパスワード等を、自己の責任において、適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に使用をさせ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等を行うことは一切できないものとします。また、利用機関は、課題管理者等に課題管理者等アカウント用のID及びパスワード等の管理・保管等の義務を遵守させなければなりません。
- 3 前2項のID及びパスワード等を認証に用いて A-POST が利用された場合、当該利用は、当該ID及びパスワード等を付与された利用機関又は課題管理者等により行われたものとみなされ、当該ID及びパスワード等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって利用

機関に生じた損害について AMED は一切責任を負いません。

第10条(A-POST の提供方法とその環境構築)

- 1 A-POST の利用にあたり、利用機関及び課題管理者等は、自らの責任及び費用において A-POST を利用するために必要な機器、ソフトウェア、通信環境等を準備して A-POST を利用するものとします。
- 2 前項に定める機器、ソフトウェア、通信環境設備についての保守及び保全は、利用機関の責任と費用負担で実施するものとします。

第11条(禁止事項)

利用機関は、以下に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) AMED、A-POST の他の利用機関又はその他第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (4) 虚偽の登録情報又は採択課題情報情報の申請を行う行為
- (5) 他人になりすまして A-POST を利用する行為
- (6) A-POST の他の利用機関又は課題管理者等のID及びパスワードを利用する行為
- (7) AMED のネットワーク又はシステム等への不正アクセス行為
- (8) A-POST のネットワーク又はシステム等に過度の負荷をかける行為
- (9) A-POST の運営を妨害する行為
- (10) 反社会的勢力等へ利益を供与する行為
- (11) その他 A-POST の運営にあたり AMED が不適切と判断した行為

第12条(権利の帰属及び使用許諾)

- 1 A-POST に関連する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)、商標権、特許権等の一切の知的財産権は、AMED 又は AMED にその利用許諾をしている者に帰属しており、本契約に基づく A-POST の使用許諾は、A-POST に関する AMED 又は AMED にライセンスを許諾している者の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。
- 2 利用機関が、A-POST に関連するソフトウェアの複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の解析行為を行うことを禁止します。

第13条(秘密保持)

利用機関及び課題管理者等は、A-POST において利用機関又は課題管理者等が取り扱う研究の実施に関する情報及び研究の成果に関する情報を AMED の事前の書面による承諾がある場合を除き秘密情報として扱わなければならないが、第三者(ただし、共同研究者を除きます。)に開示又は

提供してはならないものとします。

第14条(個人情報の取扱い)

- 1 AMED は、A-POST に関連して個人情報を取得する場合、個人情報保護法その他の関連する法令及びガイドライン等に従って、以下の利用目的の範囲で個人情報等を取り扱うものとします。
 - (1) A-POST を用いた申請業務の提供、維持、保護及び改善のため
 - (2) A-POST のご案内、お問合せ等の対応のため
 - (3) A-POST に関して、本規約違反があった場合に、その違反行為に対する対応のため
 - (4) 本規約の変更等について通知するため
- 2 利用機関は、AMED に個人情報を提供する場合、個人情報の主体である本人から個人情報の第三者提供についての同意取得を含む、個人情報保護法その他関連する法令・条例上の必要な手続を履践したうえで、AMED に対してその個人情報を提供することを保証するものとします。
- 3 AMED は、A-POST に関連して、利用機関又は課題管理者等から提供を受けた個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託することがあります。ただし、AMED は、委託先がその個人情報を適切かつ安全に管理するように監督します。

第15条(採択課題情報の取扱い)

- 1 AMED は、A-POST に登録された採択課題情報について、AMED のセキュリティポリシー及びその他の関連する規程等に従って、当該課題の管理、AMED 事業運営に資する分析及び研究支援を目的として、A-POST 及び連携する他システムにおいて利用します。
- 2 AMED は、前項の目的の範囲内で、採択課題情報の一部又は分析結果を、公開又は関係府省等に提供することがあります。

第16条(自己責任)

利用機関は、利用機関又は課題管理者等が A-POST の利用に関連して、第三者に損害を与えた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任及び費用において解決するものとします。

第17条(免責)

AMED は、A-POST の利用に伴い AMED が利用機関又は課題管理者等から取得した情報及びデータに関して、バックアップ及び復元することに関する一切の責任を負わないものとします。

第18条(損害賠償)

- 1 A-POST の利用により利用機関又は課題管理者等に発生した一切の損害について AMED

が責任を負う範囲は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当該利用機関又は課題管理者等に発生した通常損害に限定され、AMED の責に帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害等、逸失利益について AMED は一切責任を負いません。

2 前項の規定は、AMED に故意又は重大な過失がある場合は適用されないものとします。

第19条(A-POST の停止又は中断)

1 AMED は、以下のいずれかに該当する場合には、利用機関に事前に通知又は連絡することなく、A-POST の全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができるものとします。

- (1) サーバ、通信回線その他の A-POST のための設備の故障、障害の発生又はその他の事由により A-POST の提供ができなくなった場合
- (2) A-POST の保守、点検、修理、変更を定期的又は緊急で行う場合
- (3) 火災、停電などにより A-POST の提供ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波などの天災により A-POST の提供ができなくなった場合
- (5) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病の蔓延等その他不可抗力により A-POST の提供ができなくなった場合
- (6) 法令、司法命令等の適用により A-POST の提供ができなくなった場合
- (7) その他、AMED が A-POST の一時的な停止又は中断を必要と判断した場合

2 AMED は、前項に定める A-POST の全部又は一部の一時的な停止又は中断により利用機関に損害が生じた場合であっても、その損害について一切責任を負わないものとします。

第20条(A-POST の内容の変更等)

1 AMED は、いつでも A-POST の内容の全部又は一部を変更し、又は提供を終了することができます。

2 AMED は前項の措置をとる場合、利用機関に対して、電子メールによる送信その他 AMED が適当と認める方法により事前に通知・連絡するものとします。

3 AMED は、第1項に基づき AMED が行った措置に基づき利用機関に生じた損害について一切責任を負いません。

第21条(解約)

AMED 又は利用機関は、1ヶ月前に解約の予告をすることで、A-POST 利用契約を解約することができます。

第22条(登録抹消・解除)

1 AMED は、利用機関が次に定める事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると AMED が判断するときは、事前に通知又は催告をすることなく、直ちに、当該利用機関に対す

る A-POST の全部又は一部の提供を停止し、A-POST 利用契約を解除できるものとします。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反したとき
 - (2) 登録情報に虚偽の事実又は誤りがあったとき
 - (3) 利用機関が過去に AMED が運営するシステムの利用に関して停止等の処分を受けていることが判明したとき
 - (4) 利用機関が支払停止もしくは支払不能となり、又は利用機関に対し破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあったとき
 - (5) AMED からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して、利用機関が30日以上連絡・応答がないとき
 - (6) 反社会的勢力であることが判明したとき、又は反社会的勢力となったとき、あるいはこれらの者と何らかの関係があることが明らかとなったとき
 - (7) その他 A-POST を提供することが不相当であると AMED が判断したとき
- 2 第1項に基づき、AMED が A-POST の全部又は一部の提供を停止し、A-POST 利用契約を解除した場合であっても、AMED の利用機関に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

第23条(契約終了後の資料等の返還・消去)

A-POST 利用契約が終了した場合、利用機関は、A-POST の利用にあたり AMED から開示された情報、資料、ソフトウェア等を直ちに返還又は破棄・消去しなければならないものとします。

第24条(本規約の変更等)

- 1 AMED は、いつでも任意の理由により、本規約の内容の変更、追加又は削除(以下「変更等」と言います。)を行うことができるものとします。
- 2 AMED は、本規約を変更等する場合、利用機関に対して、電子メールによる送信その他 AMED が適当と認める方法により通知・連絡を行うものとします。
- 3 前項の当該変更等の内容を通知・連絡した後、利用機関若しくは登録利用者が A-POST を利用した場合、又は AMED の定める期間内に解約手続を取らなかった場合には、利用機関は本規約の変更等の内容に同意したものとみなします。

第25条(存続条項)

A-POST 利用契約が終了した場合であっても、第8条、第9条第3項、第13条から第18条まで、第19条第2項、第20条第3項、第23条、本条、第27条から第30条までの各規定の効力は有効に存続します。

第26条(通知・連絡)

- 1 AMED から利用機関への通知・連絡は、電子メールによる送信、A-POST における掲示その他 AMED が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 AMED が電子メールを用いて利用機関に対して通知を行う場合には、当該電子メールを AMED が利用機関に向けて発信した時点をもって、利用機関に通知が到達したものとみなします。

第27条(権利義務移転の禁止)

利用機関は、AMED の書面による事前の承諾のない限り、本規約によって生じる権利義務若しくは A-POST 利用契約の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはなりません。

第28条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第29条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本法とします。

第30条(管轄)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意します。